

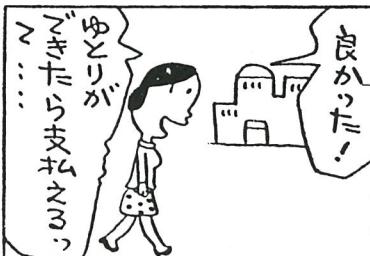
あなたの国民年金

パート20

国民年金には保険料の免除制度があります。

免除制度

所得の少ない人や病気等で納めるのが困難な人には保険料免除の申請があります。申請が認められると保険料を納めなくても年金を受ける権利が保障されます。



○法定免除

- ①生活保護法による生活扶助を受けている方。
- ②障害基礎年金の受給権者



○申請免除

- ①所得の少ない方や病気やケガなどで経済的にお困りの方。
- ②保険料を納付することが困難な特別の理由のある方など。



免除された期間は?

受給額は減額されて、通常の $\frac{1}{3}$ となります。



追 納

免除を受けた期間は10年前までさかのぼって保険料を納めることができます。生活にゆとりができたら追納するよう心がけてください。

追納される時には、年度に応じた利息がかかります。

申請の手続きは

納付書と印かんを持って役場年金係へおいでください。申請についてくわしくは、役場住民福祉課年金係にご相談ください。

●問合せ

役場住民福祉課年金係

☎ (84)1211 内線155

福祉豆辞典

精神薄弱者 相談員

精神薄弱者の更生援護に関し、本人や保護者からの相談、指導、助言を行うとともに、援護思想の普及にあたる地域の奉仕者です。町の相談員は、1名です。

5月31日(木)は、国民年金5月分の納期です。